

島根 更生保護

NO.177

(平成25年4月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数	499人
保護観察事件	161件
生活環境の調整事件	253件
(25.3.1現在)	



新築された島根更生保護会



二重の喜びを迎えて

更生保護法人
島根更生保護会

理事長 福田 和 夫

明治44年に島根授産会を組織して更生保護事業を始めてから、様々な変遷を得て一世紀が経過いたしました。

創立当初は確たる施設もなく、運営資金も事欠く状態が続き、借家住いのひと間で、主任夫婦と収容者の起居をともにすることもありました。折角部屋がみつき安心したのも束の間、近隣からクレームがつき、止むなく転居することもありました。転居するにしても出獄者を収容しては、家格を汚損する、将来借家としての価値を損ずると、貸主が見つからず、理解を得られませんでした。

このように苦難の刻は十年余りも続いています。

現在地の施設は、昭和41年に建築いたしました。その時も紆余曲折があり難行しましたが、地元の方々の深いご理解を得ることが出来、無事建築し、事業を継続してまいりました。

このたび施設が老朽化したため、時代の要請と処遇の充実強化と社会的な役割を果たすべく全面改築にかかり、そして創立100周年の記念事業の一環として計画してから15年目にして3月に完成いたしました。

建築にあたっては、更生保護事業振興財団、JKA、島根県、地方自治体、立川更生保護財団、共同募金会、関係機関、団体等一般の浄財寄付によって予定通り工事が進められて来ました。

また、地元住民の方々には、深いご理解と温かいご支援ご協力をいただきました。

「人はみな生かされて生きてゆく」ことを痛感し、創立100周年と施設新築との二重の喜びをかみしめております。心より厚くお礼申し上げる次第でございます。

着任のごあいさつ



松江保護観察所長 中村 明英

本年4月の人事異動により松江保護観察所で勤務することになりました。私にとって島根県は、仕事での出張や観光旅行でしか訪れたことがない地でした。しかしながら、島根県は出雲大社を筆頭に神話の国と呼ばれている、そのような地で勤務できること、また、保護司各位をはじめとするたくさんの更生保護関係者の皆様と一緒に仕事ができることを大変光栄に思っています。

ところで、昨年7月の政府の犯罪対策閣僚会議において、再犯防止対策を「世界一安全な国」とするための最重要政策と位置づけ、対象者の特性に応じた指導・支援の強化、社会における「居場所」と「出番」作り、再犯の実態や対策の効果等の調査・分析及び広く国民に理解され支えられた社会復帰の実現を重点施策とする決定がなされましたが、更生保護への期待は益々大きなものになります。

保護司各位をはじめとする更生保護関係者の皆様には、社会の期待に応えるべく、更生保護の充実に向けて、これまでと変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。



保護観察官 須山 斉司

このたびの人事異動により、広島保護観察所福山駐在官事務所から転勤してまいりました。松江は私の地元でもあります。どうかよろしくお願いいたします。まだまだ未熟な私ですが、これまで培いました経験を糧とし、何事も前向きに、保護観察官の職務に精一杯励んでいこうと思っております。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



保護観察官 延廣 隆範

この度の人事異動により、広島保護観察所から転任してまいりました。

平成13年度は会計係として、平成14年度及び平成15年度は会計係長として松江保護観察所で勤務させていただいております。

10年ぶりの松江保護観察所勤務です。

松江保護観察所で保護観察官として勤務させていただくのは初めてであり、多少緊張しております。

微力ではありますが、精一杯努力して参りますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



会計係長（兼務保護観察官）

井田 高志

今春の人事異動により、会計係長兼保護観察官として、島根県の更生保護関係者の皆様と御一緒に仕事をさせていただくこととなりました。

企画調整課と処遇部門の兼任という大役ですが、皆様が充実した更生保護活動が行える力添えができるよう、精一杯努めていきたいと思っておりますので、お気付きの点がございましたら、御指導のほど、よろしくお願いいたします。



社会復帰調整官 内田 陽祐

本年4月1日、社会復帰調整官として松江保護観察所の採用となりました。前職は山口県下関市の病院でソーシャルワーカーをしていました。松江市は全く土地勘もなく初めての地域ですが、新しい環境に順応できるよう、柔軟な姿勢で取り組んでいきたいと思っております。皆様方のご指導のほどよろしくお願いいたします。



法務事務官 山本 優

4月から松江保護観察所で勤務させていただくことになりました。島根へは旅行で何度か来たことがあります。島根は長い歴史を持ち、街並みが美しく、私の好きな街の1つです。ずっと希望していた保護観察官としての第一歩を島根で踏み出すことができ、嬉しく思います。社会人1年目で分からないことも多いですが、元気とやる気を武器にいろいろなことに取り組んでいきたいです。少しでも早く1人前になれるようがんばりますので、よろしくお願いいたします。

転任のごあいさつ



お世話になりました。有難うございました。

- 古川 正昭 (退職)
- 安田 健二 (鹿児島保護観察所長)
- 上谷 淳子 (中国地方更生保護委員会総務課長補佐)
- 桑木 泰一郎 (山口保護観察所保護観察官)
- 池谷 泰裕 (中国地方更生保護委員会総務課)
- 松尾 大基 (中国地方更生保護委員会総務課)

〈平成25年度業務重点事項〉(案)

松江保護観察所

1 再犯防止に向けた保護観察処遇の強化と社会復帰支援の充実

- (1) 関係機関等と連携して薬物事犯者に対する生活環境の調整及び保護観察処遇の充実強化を図る。

【具体的取組】

- ア 覚せい剤事犯者処遇プログラムの着実な実施により、薬物事犯者に対する処遇を強化する。(簡易薬物検出検査を含む。)
- イ 薬物事犯者の引受人・家族会を開催して、適切に家族支援を行う。(年間2回以上開催する。)
- ウ 医療機関や福祉機関等との連携を密にして、地域における薬物事犯者に対する相談、支援体制を構築する。(地域連絡協議会、ケア会議の開催)

- (2) 社会貢献活動を適切に実施する。

【具体的取組】

- ア 活動回数及び対象者の選定を適切に行う。(実施回数8回以上、実施人員25人以上を目標とする。)
- イ 県東部及び県中西部を網羅した活動場所を開拓・確保する。(合計10か所以上の確保、多様な活動場所の確保を目標とする。)
- ウ 社会貢献活動担当保護司に対し研修を行い、活動への習熟を図る。

- (3) 迅速かつ計画的な生活環境の調整を行う。

【具体的取組】

- ア 仮釈放後の生活環境がより改善更生に資するものとなるよう、具体的な調整方針とスケジュールを定めて問題解決に積極的に取り組む。(「調整継続」のまま終結した事件の前年度比減)
- イ 調整困難なケース、短期刑受刑者及び少年院在院者については、保護観察官の積極的関与や関係機関等との緊密な連携を図り迅速な調整に努める。(施設面接の回数、関係機関等との協議の回数の前年度比増)

- (4) 高齢又は障害により福祉等の支援が必要な者に対する関係機関と連携した取組を一層推進する。

【具体的取組】

- ア 県地域生活定着支援センターを始め、関係機関及び福祉施設等との緊密な連携を図り、より多くの高齢又は障害を有する者が福祉等の支援を確実に受けられるよう努める。(終結した事件のうち福祉施設等へつながった件数の前年度比増)
- イ 関係機関・団体との連絡協議会や県地域生活定着支援センターが行う運営委員会、セミナー等を通じて、特別調整の周知と施策の一層の推進に努める。(関係機関等会議への出席回数の前年度比増)

- (5) 更生保護施設への適切な委託を促進する。

【具体的取組】

- ア 自立困難者を含めた積極的な受入れに努める。(委託人員80人以上、うち自立困難者8人以上を目標とする。)
- イ 地域の関係機関等と連携して就労支援や退所後の居住先の確保に向けた取組を強化する。(退所者の次の住居と就労先を確保した人員の増)
- ウ 施設の職員体制を強化し、処遇能力の向上を図る。(施設長、補導員の育成指導)

- (6) 自立準備ホームを効果的かつ効率的に活用する。

【具体的取組】

- ア 県東部及び県中西部を網羅した自立準備ホームを開拓する。(登録事業者数の増)
- イ 関係機関・団体等から積極的に情報を収集し、多様な受託事業者の開拓及び登録を推進する。また、現在、登録済みの自立準備ホームについては確実な委託実績に繋げる。(委託人員3人以上を目標とする。)

- (7) 就労支援を一層推進する。

【具体的取組】

- ア 協力雇用主の新規開拓に努める。(新規5事業主の増を目標とする。)
- イ 就労支援メニューの積極的活用と雇用につながる就労支援を推進する。(就労支援メニューの各配分件数の達成及び実際の雇用数の増)
- ウ ソーシャル・ファームの開拓に努める。(1か所以上の確保)
- エ 公共工事等の競争入札等において協力雇用主を優遇する制度の導入並びに保護観察対象者等を雇用する制度の導入に向け、地方公共団体への働きかけを行う。

- (8) 更生保護に関する広報活動を強化し、処遇・支援について国民の理解と協力を得る。

- ア 更生保護の意義や実情等についてマスコミに情報を提供する。(取り上げられた事例数の増)

- イ 関係機関・団体が主催する講演会、法教育、機関紙の発行などに積極的に参画する。(参画回数の増)

2 保護司制度の基盤整備の推進

- (1) 保護司候補者の確保と保護司の育成を推進する。

【具体的取組】

- ア 管内9つある全保護区に保護司候補者検討協議会が設置できるよう主体的に関与する。(検討協議会設置地区保護司会の数の前年度比増)
- イ 委嘱後、比較的経過年数が少ない保護司に対し、早期の事件担当の経験を積ませるとともに、複数担当制や保護司同士の処遇協議等を行い、その育成に努める。(委嘱後4年以内の保護司の事件担当数の増)

- (2) 更生保護サポートセンターの円滑な設置・運営を始め、保護司会活動を支援する。

【具体的取組】

- ア 新規開設予定の更生保護サポートセンターに対し、円滑な設置及び効果的な運営に向けて支援する。(地方公共団体との協議、先行地区の情報収集・提供、経理に関する助言等)
- イ 既設置の更生保護サポートセンターに対し、運営会議等を通じて情報交換や情報共有を行うなどして連携を密にする。
- ウ 更生保護サポートセンターが地区保護司会の拠点としての機能と役割を果たせるよう支援する。(同センターにおける活動回数、利用人員の増)
- エ 企画調整保護司に対する研修を実施する。

- (3) 保護司会と地方公共団体との連携強化を支援する。

- 保護司活動の効果的な展開を図るため、市区町村等への協力依頼を積極的に行い、連携強化を支援する。(地方公共団体への働きかけの態様別回数の増)

3 医療観察制度における地域処遇の充実と態勢整備

- (1) 地方公共団体や障害者福祉サービス事業者等との連携強化を図るとともに、医療観察制度に協力する新たな機関・団体を開拓する。

【具体的取組】

- ア 関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、地域処遇に新たな障害福祉サービス事業者等の参画を得るなど、地域における支援態勢を強化する。(連携強化のために行った働きかけの回数増)

- イ 医療観察事件の増加を踏まえ、指定入院医療機関の新設及び指定通院医療機関の増設に向けて関係機関等に働きかける。
- (2) 的確なアセスメントに基づき、医療観察対象者の特性や状態に応じた処遇を実施するとともに、社会復帰調整官の計画的育成のための組織的な取組や緊急時対応を含む庁内態勢の整備を進める。

【具体的取組】

- ア 複雑困難な問題を有する事例及び病状悪化等により迅速な対応を要する事例について、その特性や状態に応じた処遇を実施する。

- イ 新たな育成要綱に基づき社会復帰調整官の計画的な育成を図る。(社会復帰調整官の育成や専門性の向上に関連した研修等の実施)

- ウ 医療観察事件に係る情報の共有化に努めるとともに、緊急時における庁内態勢の構築を図る。(朝ミーティング及び社会復帰調整官室会議の実施)

4 第63回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の積極的な展開

【具体的取組】

- 同運動の趣旨が住民に深く浸透し、より一層の理解と協力が得られるよう広報活動の充実を図る。(マスコミ等に対する働きかけの回数、ニュースや記事等で取り上げられた回数の増)

5 協力組織・団体等の育成及び支援の充実強化

【具体的取組】

- ア 更生保護女性会員及びBBS会員に対する新人会員研修を行い、活動への意欲の促進及び連携協力の強化を図る。(各研修を年1回以上開催)

- イ NPO法人島根県就労支援事業者機構の事務局体制の整備、会員拡充及び助成事業の活性化を図る。(二種及び四種会員の増、助成事業の前年度比増)

6 犯罪被害者等施策の適切な実施

【具体的取組】

- 関係機関・団体等との連携を深め、協力態勢の維持、強化に努めるとともに、被害者担当官と処遇部門との相互連携の強化等、庁内における執務態勢の充実強化を図る。(各種施策の前年度比増、観察官会議等での情報共有)

平成25年度保護司研修計画表

松江保護観察所

保護司の研修については、『保護司研修要綱』に種類が定められています。

- (1) 新任保護司研修（前期・後期）
保護司の使命、役割、身分その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図る。
- (2) 処遇基礎力強化研修
保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図る。
- (3) 指導力強化研修
保護観察等の処遇を行う上での必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上での必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につける。
- (4) 地域別定例研修
実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資する。
- (5) 特別研修
処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強する。

平成25年度に保護観察所で開催される保護司研修の日程（予定）は次のとおりです。

- (1) 新任保護司研修(前期) 平成25年6月3日(月)
〃 平成25年12月2日(月)
- (2) 新任保護司研修(後期) 平成25年11月6日(水)
- (3) 処遇基礎力強化研修 平成25年9月5日(木)
- (4) 指導力強化研修 平成25年10月3日(木)
- (5) 特別研修 平成26年2月頃

平成25年度地域別定例研修テーマは次のとおりです

- 第1期 転居・旅行手続きと所在調査について
(1回目) (講義を中心に)
- 第2期 精神障害者等（発達障害を含む）の処遇
(2回目) について（講義、事例研究）
- 第3期 生活環境の調整について
(3回目) (講義、事例研究)
- 第4期 保護観察における接触について
(4回目) (講義、事例研究)

平成25年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地区	保護観察官	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期駐在場所
松江	須山 斉司	保護観察所において実施												松江保護観察所
安来	延廣 隆範			20			13				17			十神地区学習等供用施設
雲南	井田 高志			19						19				三刀屋町福祉センター
出雲	延廣 隆範	26			12		27		15	20				出雲サポートセンター
大田	吉山 晃宏		11			28					29			大田市民センター
邑智	須山 斉司	地域別定例研修日の午後に実施												悠邑ふるさと会館
浜田	吉山 晃宏		28			20				20		13		浜田公民館
益田	吉山 晃宏	地域別定例研修日の翌日に実施												益田市総合福祉センター
隠岐	三原 鉄志	地域別定例研修日の前日に実施												隠岐島文化会館
島根更生保護会	三原 鉄志	毎月1回実施												島根更生保護会

(注) 1 実施日及び場所は、都合により変更する場合があります。
2 計画以外に臨時に実施する場合があります。

平成25年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の進展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護観察所と共催して各種研修、協議会を実施し、保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上に務める。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修の資料作成を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 地方公共団体の行政に積極的に働きかけ、犯罪予防活動の推進、更生保護思想の普及に務める。
- (2) 第63回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を行う。
- (3) 更生保護思想の普及のため積極的に啓発活動を推進し、地域社会の浄化に務める。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体等に配布して更生保護事業の浸透を図る。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会との連携を密にし、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人島根更生保護会と相互に連携

し、必要な支援に務める。

- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携して、犯罪予防活動の一層の活性化を推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の拡充に努めると共に活発化を支援する。
- (5) 島根県協力事業主会及びNPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与するとともに、協力事業主等の開拓に協力する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るため、積極的に県下の関係機関・団体との連絡調整を図る。

4 顕彰式典の開催

関係機関・団体と共催して平成25年度「島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を図る。

5 慶弔の実施

島根県保護司会連合会慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

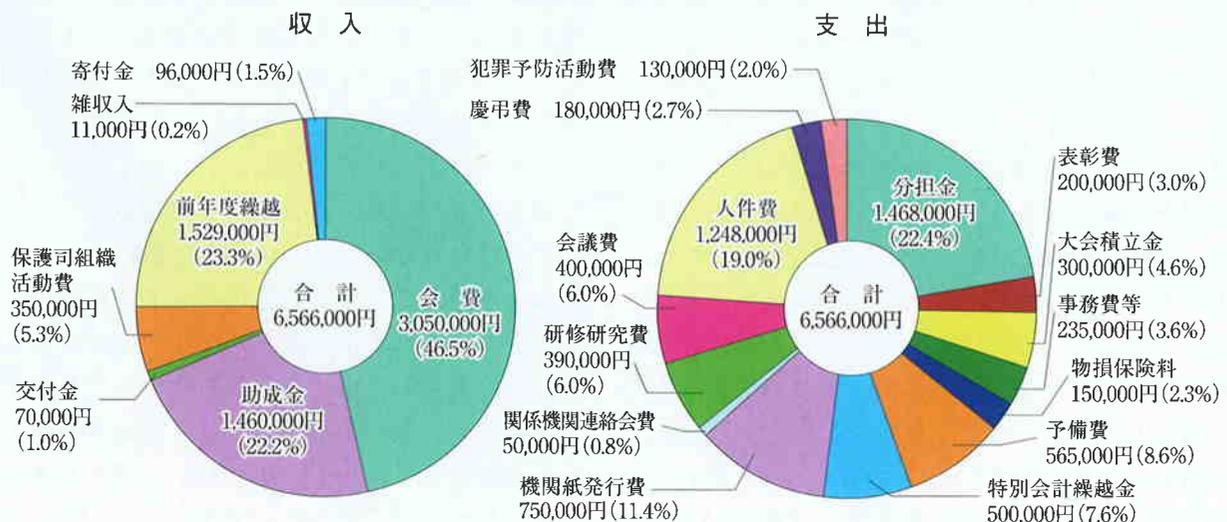
6 退任功労保護司の待遇

島根県功労保護司優遇規程に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

7 その他

本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

平成25年度収支予算



法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会主催

第62回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト



日本更生保護協会理事長賞

あたりまえ

雲南市立阿用小学校 5年
もり やま りん
森 山 琳

私の学校では、安心してさせるためのルールがあります。それは「あたりまえを大切にする。」です。はじめて校長先生からその話を聞いた時は、正直（なんでそんなことを言われるのだろう。）と思いました。校長先生のお話は、いつもやっていることをきちんとしようということでした。一見、とても簡単そうに思えます。ところが、意外にむずかしいことでした。

たとえば、毎日かわすあいさつ。ただ「おはようございます。」「行ってきます。」というだけなのに、自分から進んで言うことはむずかしいことです。なぜだろう。でも、そんな私に、地いきの人たちは、いつもにこにことあいさつをして下さいます。私は、幸せ者だなと思います。でも、笑顔であいさつをしてもらえる私は幸せ者でも、地いきの人たちはどうなのだろうと考えてしまいます。自分からあいさつをしない私。相手の目を見てあいさつをしない私。そんな私のあいさつが、相手の気持ちを幸せにできるのでしょうか。そう考えると、「あたりまえを大切にする」ということはむずかしいことです。

校長先生の話聞いて、ある時思い切って近所のおじちゃんに、私から声をかけてみました。あいさつをしてその日学校であったことを話すと、おじちゃんにはこにこして私の話を聞いてくれました。うれしかったです。おじちゃんもなんだかうれしそうに見えました。これで、幸せ者がまたふえたとしたらなんてすてきだろうと思いました。私は思い切ってあいさつをしてよかったと思います。あたりまえのあいさつを大切にするというこ

とは、幸せ者がたくさんになるということなんだと思いました。地いきの人たちは、私にそのことを教えてくれたのです。

また、校長先生は「正しいあたりまえをつくっていこう。」ということも言われます。正しいあたりまえの一つに「友だちの気持ちを大切にすることがあります。最近ニュースで、「いじめ」の問題がとりあげられています。いじめられている人は、とてもつらい思いをしているけど、いじめている方は、どんな気持ちなのでしょう。私にも本当の気持ちはわかりません。でも、きっとやりたくてやっているのではないと信じたいです。どんな人でもまちがいをすることはあります。まちがえそうになったとき、相手の気持ちを大切にすることを思い出しましょう。もし、そのあたりまえをわすれた人がいたら、みんなで教えてあげましょう。それが、みんなでささえあうことだと思います。いじめることがあたりまえになってはいけません。一度しわしわになった心は、「ごめんね。」とあやまってしわをのばしても、しわしわのあとはずっと残ると校長先生は言われました。そんなかわいそうな心になる人がいなくなって、いじめという言葉が、社会からなくなるように、少しずつ変わっていったらいいなと思います。

みんながあたりまえを大切に、私みたいな幸せ者がたくさん増えると、平和で安心できる社会になると思います。あたりまえがあたりまえでなくなっていないか、一人ひとりがふり返ってみることが大事だと思います。私も、「正しいあたりまえ」をつくっていきたくです。



全日本中学校長会会長賞

信じることの大切さ

江津市立青陵中学校 2年
佐々木 風香

私には父と母が近くにいません。父と母は私が二歳にならないうちに離婚し、それから今まで、私は祖母の家に預けられて育ちました。母は仕事で県外にいます。預けられたころの私は、まだ幼く、両親が近くにいないことは気になりませんでした。逆にそれが当たり前だと思っていました。

しかし、小学生になったころから、少しずつ自分の今の状況が気になり始め、私にはなぜ母がそばにいないのか、みんなにはなぜ、近くに、というより、一緒の家に両親がいるのかと思うようになりました。

そして、それから間もなく、両親が離婚したことを知りました。父はもう私のそばにはいないということ、母は仕事のため、私と一緒に暮らせないということも。その日から、今まで思ってもみなかった気持ちが、私の心の中から消えなくなりました。それは、「母に会いたい。母に、私のそばにずっといてほしい。」というものでした。それは日を追うごとに強くなっていき、自分ではどうしようもなくなりました。みんなの会話の中に必ず登場してくる、お父さんやお母さんとの話題。気にしないようにしているのに、なぜか耳に入ってきました。また、親と楽しそうに話したり、一緒に歩いている人たちがすぐうらやましくもありました。けれど、こういう気持ちが自分の心の中にあるということを、祖父や祖母、そして母には隠し続けました。心配をかけたらいけないという思いのほうが強く、ずっと一人で抱え込んでいました。

それは小学校高学年になったころでした。私は、今まで抱えてきた思いを、自分ではどうしようもなくなって、とうとう祖母にぶつけてしまいました。

「私だってお母さんの近くにいたい。何で私はお母さんと一緒にいられないの。」と。私は泣きながら叫んでしまいました。でも、祖母は、私の気持ちをただ黙って聞き、受け止め、受け入れてくれました。「つらいのは一番知っているよ、でも自分が一番幸せだと思ったときがきたら本当に幸せなんだよ。」とってくれました。そして、一緒に泣いてくれました。祖母が泣いたのを見たのは、これが初めてでした。

今まで一人で抱えてきた思いを話せたことで、

ずっと持っていた不安は少しとれました。しかし、母には、自分の気持ちを伝えられずにいました。私は、母が大好きです。母が大好きだからこそ、今の自分の気持ちを言ってしまったことで母が悲しみ、傷ついてしまうことがこわかったのです。でも同時に、自分の今の正直なこの気持ちを伝えなければ、この不安な思いは本当には消えないとも思っていました。

中学校一年生になった時。私は自分の素直な気持ちを母に伝えました。ずっと一人で抱え込んできたことを話すことは、いざとなると勇気もいったし、恥ずかしさもありましたが、「こっちで一緒に暮らせないの。」と、やっと伝えることができました。母は、私が話すことをしっかり聞いてくれました。そして、「話してくれてありがとう。」とってくれました。この瞬間、私は祖母に話した時のことを思い出しました。それと同時に、私のことを、家族はちゃんと見ていてくれるんだ、こんなにも想ってくれているのだということが分かり、母や祖母、祖父のことを信じたいと心から思いました。こういう思いをもつことができるということは、私は本当に幸せなのだと感じました。

自分の話を聞き、一緒に喜び、悲しみ、共感してくれたり、時には厳しい意見も言ってくれる人が、私たちの周りにはきっといると思います。それは、家族であり、友達や仲間でしょう。そして、そうした人たちに、思い切って、自分の思いを正直に話してみる。大切な相手と気持ちがわかりあえる、とても良い機会になると思います。

これからも私は、今まで育ててくれた祖父や祖母、遠くから見守ってくれている母に、私の気持ちを正直に、素直に伝えていこうと思っています。なぜなら、「伝え合う」ことで、自分と相手がしっかりとつながり、分り合えると分かったからです。そして、このことを通して、人を思うことの大切さ、信じることの大切さがわかりました。

私の家族。友達の家族の形とは、いろいろと違います。けれど、私の家族は、確かに、私にとってかけがえのない家族なのです。

おじいちゃん、おばあちゃん、そしてお母さん、大切なことに気づかせてくれてありがとう。私は今、とても幸せです。

協会の動き

平成25年3月22日(金)松江東急インにおいて、平成24年度第2回島根保護観察協会理事会・評議員会が開催され、次の議題を審議し議決されました。

- 1 平成24年度予算執行状況について
2 平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3 評議員の推薦について

平成25年3月22日(金)松江東急インにおいて、島根県保護司会連合会理事会及び島根保護観察協会役員会開催の前に、それぞれから島根更生保護会福田和夫理事長に“保護会建設資金”の贈呈式が行われました。



敬 弔

下記の方が逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 保護司 前 島 勝 英 (松江)平成25年1月14日死亡
保護司 草 水 親 光 (雲南)平成25年3月16日死亡
元保護司 山 本 強 (益田)平成25年2月7日死亡
元保護司 石 橋 昭 雄 (松江)平成25年2月26日死亡

平成25年度松江保護観察所職員一覧表

(平成25年4月1日付)

Table listing staff members by department: 所長 (中村明英), 企画調整課 (吉岡日出夫), 主任保護観察官 (石倉剛), 会計係長 (井田高志), 法務事務官 (山本優), 事務補佐員 (安藤裕子), 被害者担当保護司 (高木茂), 被害者担当保護司 (別所みさ子), 処遇部門 (深貝登志子), 統括保護観察官 (須山斉司), 保護観察官 (延廣隆範), 保護観察官 (三原鉄志), 保護観察官 (吉山晃宏), 事務補佐員 (今西弓枝), 生活環境調整補助員 (行弘仁美), 社会復帰調整官室 (深貝登志子), 社会復帰調整官 (原田陽祐), 社会復帰調整官 (飛由美).

県保連だより

平成24年度第2回島根県保護司会連合会理事会が平成25年3月22日(金)松江東急インで開催され、次の議題を審議し、承認されました。

- 1 平成24年度予算の執行状況について
2 平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3 保護司活動に関する市区町村に対する協力等依頼について

平成25年度主要行事予定

- 5月22日(水) 第1回地区保護司会代表者協議会/県保連理事会/観察協会役員会
6月3日(月) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
9月5日(木) 保護司処遇基礎力強化研修
10月3日(水) 保護司指導力強化研修
11月6日(水) 新任保護司研修(後期)
11月20日(水) 島根県更生保護関係者顕彰式典
12月2日(月) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
3月19日(水) 第2回地区保護司代表者協議会/県保連理事会/観察協会役員会

平成25年度春の人事異動について

【定年退職者】(平成25年3月31日付)

企画調整課長 古川 正昭

【転出者】(平成25年4月1日付)

松江保護観察所長 安田 健二 (鹿児島保護観察所長)
主任保護観察官 上谷 淳子 (中国地方更生保護委員会総務課長補佐)
保護観察官 桑木泰一郎 (山口保護観察所保護観察官)
会計係長 池谷 泰裕 (中国地方更生保護委員会総務課)
庶務係 松尾 大基 (中国地方更生保護委員会総務課)

【転入者】(平成25年4月1日付)

松江保護観察所長 中村 明英 (中国地方更生保護委員会総務課長)
保護観察官 須山 斉司 (広島保護観察所福山駐在官事務所保護観察官)
保護観察官 延廣 隆範 (広島保護観察所保護観察官)
会計係長(兼務保護観察官) 井田 高志 (広島保護観察所会計係長)

【庁内異動】

企画調整課長 吉岡日出夫 (松江保護観察所統括保護観察官)
統括保護観察官 深貝登志子 (松江保護観察所社会復帰調整官)

【新規採用】

社会復帰調整官 内田 陽祐
法務事務官 山本 優